

00045
00945

毎週火・金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正
県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部改正

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年八月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十号中「当事者として人事委員会の呼出に応ずる場合」を「その審理に出頭する場合」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年八月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十一号

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次の

00946

00045

ように改正する。

第四条第二十二号中「当事者として人事委員会の呼出に
応ずる場合」を「その審理に出頭する場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
一部月額 二五〇円(配達料共)
印刷所 県